

安曇野環境市民ネットワーク規約

(名称)

第1条 会の名称は、安曇野環境市民ネットワークとします。

(目的)

第2条 安曇野市内において、環境保全のための活動を行っている団体や個人が集まり、協働や連携によってより良い安曇野市の環境を創出していくことを目的とします。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

(1)コミュニケーション

- ① ネットワーク参加団体および個人に関する情報の提供と公開
- ② 参加団体同士のコミュニケーション

(2)環境学習の企画と実施

- ① 環境学習プログラムの企画と実施
- ② 環境学習におけるリーダー等、地域に貢献できる人材の育成

(3)環境審議会、環境基本計画庁内調整会議との連携および協力

- ① 環境基本計画、環境行動計画の推進への協力

(4)普及啓発

- ① インターネットなどでの情報公開
- ② 活動拠点における情報提供
- ③ 各種環境イベントの企画と運営

(5)その他

環境保全のために必要な事業への協力

(会員)

第4条 会員資格は、安曇野市内において環境保全のための活動の場を有し、この会の目的に賛同する団体および個人とします。

2 会員の登録方法等については、別途定めるものとします。

(役員)

第5条 この会に次の役員をおきます。

- (1)座長 1名
- (2)副座長 2名以内
- (3)会計 1名
- (4)運営委員 30名以内
- (5)監事 2名以内

第6条 役員任期は2年とします。ただし再任は妨げません。

2 欠員によって選出された役員任期は、前任者の残任期間とします。

第7条 役員選出方法は、運営委員および監事は総会にて選出、座長、副座長、会計は運営委員の互選とします。

第8条 役員任務は次のとおりとします。

- (1) 座長は、この会の代表者として運営を統括するとともに、総会ならびに運営委員会を招集し議長を務めます。
- (2) 副座長は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代行します。
- (3) 会計は、この会の会計を行い、資産および会計簿を管理します。
- (4) 運営委員は、運営委員会の構成員として、会務の審議にあたります。
- (5) 監事は、この会の会計を監査します。

(会議)

第9条 会議は、総会および運営委員会とします。

第10条 総会は、次の事項を審議し、決定します。

- (1) 活動に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 規約の変更
- (4) 運営委員および監事の選出
- (5) その他、この会の運営に関する重要事項

第11条 運営委員会は、座長・副座長・会計・運営委員・事務局で構成し、次の事項を審議し、決定します。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) 事業および予算の執行について必要な事項
- (3) その他必要な事項

第12条 総会は、その開催を事前に告知し、それぞれ総数の過半数の出席をもって成立とします。また、委任状をもって出席に代えることができます。

第13条 総会・運営委員会の議決はそれぞれ出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決めます。

第14条 規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛同を得なければなりません。

(事務局)

第15条 この会の事務処理を行うため、事務局を設置します。

2 事務局は、当面の間、安曇野市市民生活部環境課に置きます。

(会計)

第16条 この会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてます。

- (1) 会費は運営委員会で会の活動に必要であると認めた場合に随時徴収するものとします。金額については、その都度運営委員会で決定するものとします。

(その他)

第17条 この会の年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別途定めることとします。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、会設立の日(平成 21 年 9 月 10 日)から施行します。平成 22 年 5 月 28 日改定。

(役員任期)

2 設立当初の役員任期は、会設立の日(平成 21 年 9 月 10 日)から平成 22 年 3 月 31 日までとします。

(会計年度)

3 設立当初の会計年度は、会設立の日(平成 21 年 9 月 10 日)から平成 22 年 3 月 31 日までとします。

(年会費)

4 設立当初(初年度)の年会費は、無料とします。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規約は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 16 条の規定は平成 26 年度の年会費から適用し、平成 25 年度までの年会費は、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日)

(施行期日)

1 この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 16 条の規定は平成 27 年度の年会費から適用し、平成 26 年度までの年会費は、なお従前の例による。

附則(平成 30 年 3 月 23 日)

(施行期日)

1 この規約は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。